

群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について

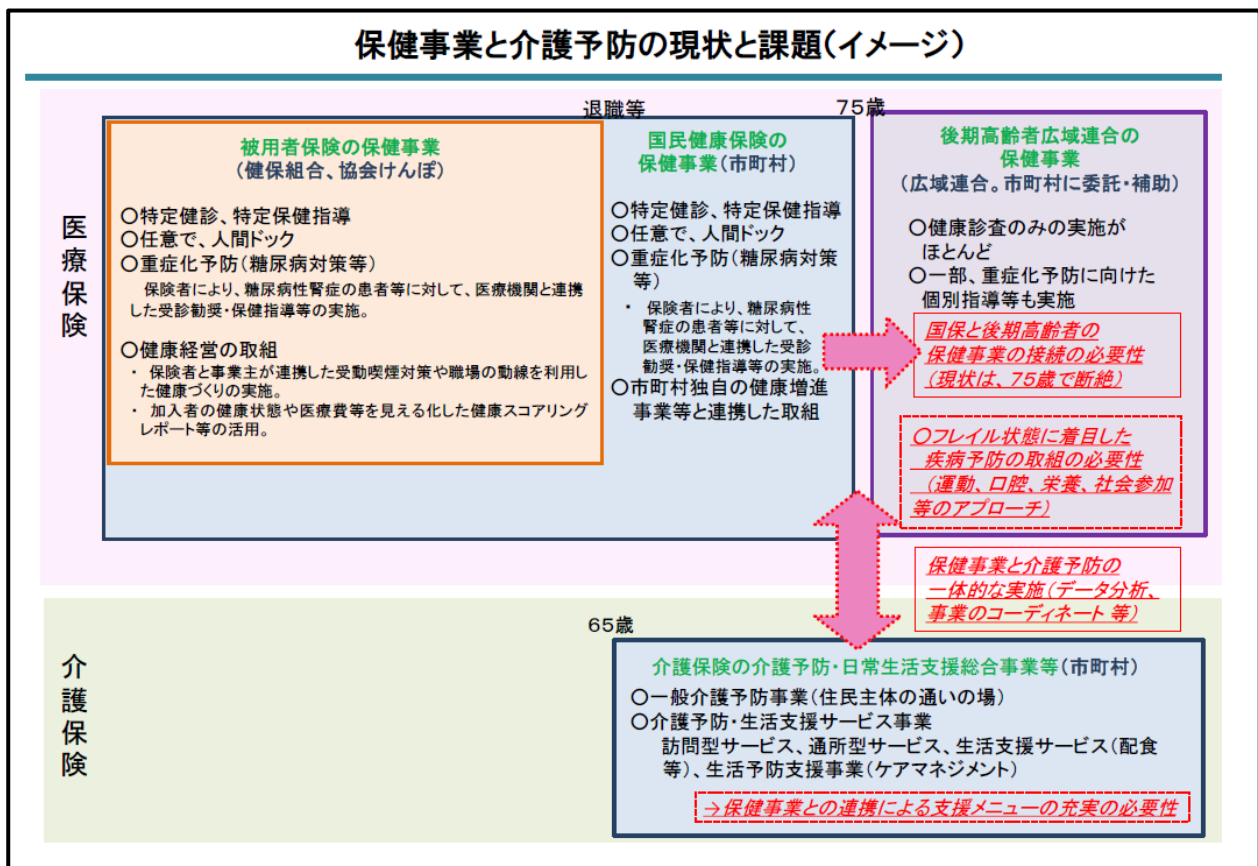
1 背景

令和元年5月22日付けで健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第4項の規定に基づき、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、広域計画に市町村との連携に関する事項を定めるものとされました。

2 現状と課題

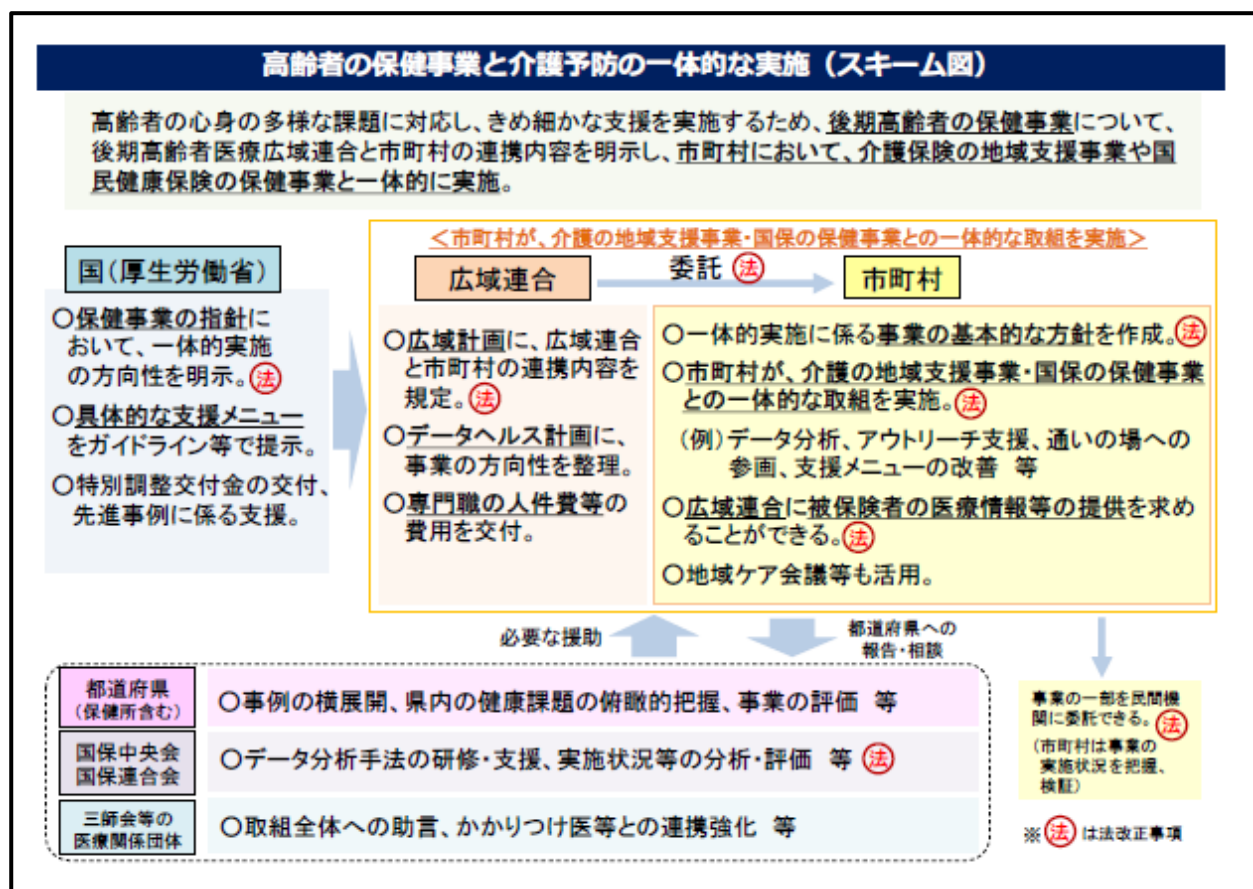
我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度の被保険者に異動することになっています。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に移ることとなり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業（以下「国民健康保険保健事業」という。）と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業（以下「高齢者保健事業」という。）が、これまで適切に継続されてこなかったといった課題があります。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、現状では、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もあります。



(厚生労働省資料：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班報告書より)

このような課題について、市町村は、市民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を進めるため、個々の事業については、市町村が実施できるように法整備が行われました。



（厚生労働省資料：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班報告書より）

3 主な変更内容

上記の法整備を受けて、平成30年2月に策定した第3次広域計画に「市町村が実施する国民健康保険保健事業及び介護保険の地域支援事業との一体的実施」に関する内容を追加するとともに、既存の保健事業に関する内容の文言整理等を行います。